

OIEコード(SRMの範囲)改正経緯

改正前	無視できるリスク国	なし	
	管理されたリスク国	全月齢の扁桃及び回腸遠位部	30か月齢超の頭蓋、脳、眼、脊柱及び脊髄
	不明なリスク国		12か月齢超の頭蓋、脳、眼、脊柱及び脊髄
改正二次案 (2020年9月OIE コード委員会)	無視できるリスク国	<ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の回腸遠位部 ・30か月齢超の頭蓋、脳、眼、脊柱及び脊髄 ※ただし、BSE病原体が牛群内で再循環しているリスクが無視できると立証できる期間に当該国で生まれた牛は対象外	
	管理されたリスク国		
	不明なリスク国		
改正BSEコード* (2023年5月OIE 総会にて採択)	無視できるリスク国	なし	
	管理されたリスク国	<ul style="list-style-type: none"> ・全月齢の回腸遠位部 ・30か月齢超の頭蓋、脳、眼、脊柱及び脊髄 ※ただし、管理されたリスク国については、牛群の中でBSEの病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日より前に出生した牛由来に限る	
	不明なリスク国		

*「SRM」の代わりに「commodities with the greatest BSE infectivity(最もBSE感染性が高い物品)」を使用。

国内のSRMの範囲

現行	全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱
諮問内容 (2015年12月)	30か月齢超の頭部(舌、頬肉及び扁桃を除く。)及び脊髄